

組合員の範囲に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学（以下「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合（以下「組合」という。）は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に定める者の範囲は次の職員とすることを確認した。

ただし、法人は、本確認書締結時に第8各号に掲げる職に配置され組合に参加している者については、当該職から次の職への人事異動までの間は、この確認書にかかわらず組合への参加を認めるものとする。

なお、法人又は組合から、確認事項について変更の申し出があった場合は、双方が協議するものとする。

- 第1 役員
- 第2 経営協議会の委員であり、且つ国立大学法人名古屋工業大学管理職手当支給細則に定める者
- 第3 教育研究評議会の評議員であり、且つ国立大学法人名古屋工業大学管理職手当支給細則に定める者
- 第4 技術部長
- 第5 事務局長
- 第6 事務局次長
- 第7 技術部次長
- 第8 人事労働関係、経営方針に関する機密事項に接する地位にある者
 - 一 学務課 課長
 - 二 研究支援課 課長
 - 三 総務課 課長、副課長及び秘書業務を担当する職員
 - 四 企画広報課 課長
 - 五 人事課 課長、副課長及び人事・労務関係業務を担当する係長
 - 六 財務課 課長及び副課長
 - 七 監査室 室長

上記の確認書の締結を証するため本書2通を作成し、法人と組合はそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2021年3月24日

国立大学法人名古屋工業大学長

木下隆利

名古屋工業大学職員組合執行委員長

橋本芳

